産業競争力の強化に向けた 規制改革の提案

平成25年5月27日

愛知県

名古屋商工会議所

一般社団法人中部経済連合会

産業競争力の強化に向けた規制改革の提案

安倍内閣は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」及び「民間 投資を喚起する成長戦略」といった、いわゆる「3本の矢」の政策によ って、デフレからの脱却を目指す方針を掲げている。

このうち、「民間投資を喚起する成長戦略」については、6月の取りまとめに向け、現在、日本経済再生本部の下に設置された産業競争力会議が中心となり、規制改革会議とも連携しながら、国際競争力の強化策、特区制度や規制改革等に関する幅広い検討が行われている。

ビジネス環境の改善を通じたイノベーション促進や潜在需要の発現の効果を有する規制改革は、産業競争力の強化に向けた最重点政策課題であり、デフレからの脱却を目指す成長戦略の本丸として位置づけられるべきである。

そこで、モノづくりの集積地として、我が国の貿易黒字の大部分を稼ぎ出す、日本経済の再生と持続的な成長を牽引する本県は、「あいち産業競争力会議」を設置し、地域の産学行政が一体となって、政府が検討を進める「国家戦略特区」(仮称)制度の創設を始め、緊急性の高い規制改革に関する提案を取りまとめた。

いずれも、本県を含む我が国の産業競争力の強化、そして、デフレからの脱却を実現する上で必須の取組であり、政府におかれては、産業競争力会議等の場で、しっかりと議論を進められ、成長戦略において、明確な対応方針を示していただくよう要請する。

愛知県知事

大村 秀章

名古屋商工会議所会頭

髙橋 治朗

一般社団法人中部経済連合会会長 三田 敏雄

1 モノづくり産業がグローバルに活躍できる事業環境の整備

海外との競争条件のイコールフッティングを確保するとともに、国内外から優れた頭脳と技術を集め、世界最高水準のビジネス環境を実現する。

「国家戦略特区」(仮称)への提案 ~「モノづくり産業強靭化スーパー特区」~

(1) 新たな特区制度の創設・指定

○ 我が国の経済成長に直結する「国家戦略特区」(仮称)の創設

我が国の成長エンジンとなる大都市圏をターゲットとして、大 胆な規制改革と税制・財政・金融措置を集中的に講ずる、従来 とは次元の異なる新たな特区制度を創設すること。

○ 国際競争において優位性を持つ愛知県の指定

我が国随一のモノづくりの集積地であり、地域独自の産業競争力の強化策や国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」の推進に取り組む愛知県を「国家戦略特区」(仮称)に指定すること。

<実行メニューの例>

- ・国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」での法人税の引き下げ、研究開発促進税制等の強化
- ・我が国の貿易黒字の稼ぎ頭である自動車産業の更なる成長の ための環境整備(次世代自動車の普及拡大に向けた先行的な規 制緩和、先進的な自動車交通システムの構築に向けた取組)
- ・外国人高度人材等の受入れに係る規制緩和
- ・ハローワーク業務の民間への開放及び地方への全面移管
- ・有料道路の運営の民間への開放(コンセッション方式の導入)

(2) 設備投資·研究開発(国家戦略特区関連)

○特区内企業の法人税の軽減

「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」内に所在する企業に適用される法人税実効税率を引き下げる。

○研究開発促進税制及び中小企業投資促進税制の強化

研究開発促進税制の控除額引き上げ、中小企業投資促進税制の延長や対象機器の拡大等を行う。

(3) 人材・雇用(国家戦略特区関連)

○ 外国人高度人材等の積極的な受入

外国人高度人材のポイント制について、早期に検証を行い、 拡充や要件緩和を図ること。また、特区を活用し、技能実習制 度の実習期間の延長や就労が認められる在留資格の要件緩和等 を図ること。

○ <u>ハローワーク業務の民間への開放及び地方への全面移管</u>

ハローワークが保有する求職·求人情報等の民間開放を進めるとともに、ハローワーク及びハローワーク業務の統括部門の 事務について、県に全面移管すること。

2 次世代産業創出に向けた規制改革の推進

次世代自動車、航空機、環境・エネルギー分野における規制改革を 推進することにより、関連する企業のイノベーションを促進し、将来 の地域経済を牽引する次世代産業の創出を図るとともに、環境負担が 小さく、かつ、安心・安全なモビリティーの普及を促進する。

(1) 次世代自動車分野(国家戦略特区関連)

○ <u>電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及を促進する規</u> 制改革の加速

有線による充電装置及び非接触給電装置の設置に係る手続きの緩和や要件整備を行うとともに、それらの国際標準化を推進すること。

○燃料電池自動車の普及に備えた規制改革の推進

市街地の水素スタンドにおける水素保有量制限の緩和など、「規制の再点検に係る工程表」(総務省・経済産業省・国土交通省:平成22年12月公表)の取組を加速するほか、水素供給インフラの円滑な整備に資する規制改革又は基準の整備を行うこと。

○ 自動走行や隊列走行の実現に向けた公道での走行実証

自動走行や隊列走行等に係る研究開発を促進するため、安全 性確保を前提とし、公道での自動走行車両による実証走行が行 えるよう、エリアを限定した規制の緩和を行うこと。

(2) 航空機分野

○ 航空機及び航空機部品の製造・輸出に係る規制の緩和

「アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」における提案を早期に実現すること。また、民間航空機の型式認証手続きの簡素化など、航空機及び航空機部品の製造・輸出に係る規制の緩和を行うこと。

○ 現行の国際戦略総合特区制度の見直し

国際戦略総合特区区域の指定については、中堅・中小企業を機動的に支援する観点から、面的な指定が行えるようにすること。また、指定の手続きを県に移管する、あるいは、総合特区推進調整費の地域への一括交付を可能とするなど、現行の国際戦略総合特区制度の見直しを行うこと。

(3)環境・エネルギー分野

○ 再生可能エネルギーの普及の促進

遠隔監視等により無人運転が可能な小水力発電や太陽光発電 について、電気主任技術者の常駐制限を緩和するなど、手続き の簡素化や規制の緩和を行うこと。

○ 地域分散型発電の普及の促進

コージェネレーション設備に対する専用線での連系接続に係る保安基準の明確化を図るなど、東日本大震災後に、その役割が見直されている地域分散型発電の普及を促進するための規制改革を加速すること。

○ 環境影響評価の簡素化及び審査期間の短縮

環境負荷を低減させることが明らかな火力発電所のリプレースについては、供用時において環境影響評価項目の全部又は一部を対象外とすること。風力発電等の環境影響評価手続きについても、審査期間の更なる短縮を行うこと。

3 規制改革を通じた地域経済の活性化の推進

民間や地方の創意工夫を通じて、新たな消費や設備投資を促すほか、 アジアの新興国の経済活力を取り込むことにより、地域経済の活性化 を図る。

(1)「官業」の民間開放の推進(国家戦略特区関連)

○ 有料道路の運営の民間への開放

愛知県内の有料道路について、パーキングエリアを含む運営権を民間事業者に付与することを可能とすること。

○ ハローワーク業務の民間への開放(再掲)

(2) 政府資産の有効活用

○ <u>国際戦略総合特区を推進する地方公共団体又は関連企業への国</u> 有地の優先譲渡

国際戦略総合特区区域周辺に所在する遊休政府資産については、特区を推進する地方公共団体や関連企業に対し、優先的に譲渡し、その有効活用を図ること。

(3) 訪日外国人観光客の受入拡大

○ 査証発給要件の緩和及び出入国手続きの迅速化

訪日外国人の観光査証発給要件について、免除国や数次査証対象国を拡大するとともに、出入国手続きを簡素化・迅速化すること。

○ 訪日外国人観光客のニーズに応じた免税制度見直し

外国人旅行者向けの免税制度について、免税対象品目を拡大する(例えば、食品、医薬品、化粧品等の消耗品も対象とする) とともに、出国時に一括して免税手続きが行える方式に変更すること。

あいち産業競争力会議メンバー(50音順、敬称略)

鮎京 正訓 名古屋大学 理事·副総長

伊藤 範久 一般社団法人中部経済連合会 専務理事

内田 俊宏 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 エコノミスト

奥野 信宏 中京大学 理事・総合政策学部教授

細谷 孝利 名古屋商工会議所 専務理事

大村 秀章 愛知県知事

	1 モノづくり産業がグローバルに活躍できる事業環境の整備				
	(1) 新たな特区制度の創設・指定				
101	新たな特区制度の創設・指定	_			
	規制改革と税制・財政・金融措置を集中的に講す	る、新たな特区制度を創設し、本県を指定する。			
	(2) 設備投資▪研究開発				
201	特区内企業の法人税の軽減	法人税法第66条、第143条、第81条の12			
	「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」内に所在する企業に適用される法人税実効税率を引き下げる。				
202	研究開発促進税制等の強化	租税特別措置法第10条 租税特別措置法第42条、第68条			
	税額控除額の上限の引き上げなど、研究開発促進税制の拡充を図るとともに、中小企業投資促進税制の延長、対象機器の拡大等を行う。				
	(3) 人材·雇用				
301	高度外国人材等の積極的な受入	出入国管理及び難民認定法第7条第1項 (平成24年3月30日付け法務省告示)			
	高度外国人材のポイント制について、早期に検証	を行い、ポイント加算基準の見直しや優遇措置の更なる拡充を図る。			
302	外国人技能実習制度の期間延長	出入国管理及び難民認定法第7条第1項、第20条の2項 (技能実習生の入国・在留管理に関する指針)			
	優良な受入機関に対し、一定レベル以上の技能を る。	を身につけた技能実習生について、更に2年程度の実習期間延長を認め			
303	就労可能な在留資格の拡充	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項			
	現在、16分野で認められている就労可能在留資格を拡充する。				
304	ハローワーク情報の民間への開放、 及び職業紹介事業の見直し	厚生労働省設置法第21条、第23条 職業安定法第32条の3、同法施行規則第20条第2項			
	ハローワークが保有する情報(求人情報や求職情報)や助成金の運用について、民間への開放を進める。				
305	ハローワークの地方への全面移管	厚生労働省設置法第21条、第23条 職業安定法第7条、第8条の2			
	ハローワーク及び労働局職業安定部(ハローワー	ク業務の統括部門)の事務について、県に全面移管する。			

	2 次世代産業創出に向けた規制改革の推進		
	(1) 次世代自動車分野		
401	急速充電器、ガソリンスタンド等に 係る保安規制の見直し・簡素化	_	
	急速充電器、ガソリンスタンド、水素スタンド、天然 て、総合的な見直し・簡素化を行う。	さガススタンド等について、それぞれに規定されている保安規制につい	
402	非接触給電における認可の緩和	電波法施行規則第46条	
	電気自動車の非接触給を設置する場合には、基 にする。	地局として、それぞれ届出を行う必要がある。これを型式確認で足りるよう	
403	非接触給電装置を道路上に設置する 際の要件の整備	道路法第33条第1項	
	道路上に非接触給電の設備を設置することに関い	し、統一的な規定(見解)の整備を行う。	
404	電気自動車の充電装置の国際標準化 の推進	_	
	電気自動車の有線による充電装置及び非接触給電装置については、各国で基準が統一されておらず、普及の支障となっていることから、それらの国際標準化を進める。		
405	「規制の再点検に係る工程表」の早 期実現	高圧ガス保安法 建築基準法	
	燃料電池自動車の普及開始に備え、市街地の水 工程表」に掲げられた事項ついて、それらの実現	素スタンドにおける水素保有量制限の緩和など、「規制の再点検に係る に向けた取組を加速する。	
406	水素運送自動車用容器への充填時の 温度制限の見直し	一般高圧ガス保安規則第49条	
	水素運送自動車用容器(トレーラー) への充填時の	の温度制限を緩和する。	
407	市街地に設置可能な小規模水素充填 装置の基準の整備	建築基準法第48条 一般高圧ガス保安規則第6条、第7条の3	
	燃料電池自動車の導入初期には、商業スタンドの地に関する基準が存在しないことから、その基準	の補完として、ディーラー等への小規模装置の設置が必要となるが、市街 を明確化する。	
408	水電解機能を有する昇圧装置の定義 の明確化	特定設備検査規則第3条	
	高圧ガス保安法において、水電解機能を有する昇圧装置について、圧縮機又はポンプとして位置づける。		
409	液化水素型水素スタンドの規制·基準 の整備	建築基準法第48条 一般高圧ガス保安規則(新規)	
	液化水素型スタンドの技術水準は存在せず、工場明確化する。	易用の基準を適用しているが、市街地への設置が可能となるよう、基準を	

410	水素スタンドにおける散水基準量の 見直し	一般高圧ガス保安規則第7条の3
	高圧ガス保安法では、タンクの表面積に応じ散水 面積が大きくなり、散水基準が過剰となっており、	基準が定められているが、水素タンクでは、細長いタンク形状のため、表 その基準を緩和する。
411	自動走行や隊列走行の実現に向けた 公道での走行実証	ジュネーブ道路交通条約第8条、第10条 道路交通法第70条
	自動走行や隊列走行等に係る研究開発を促進す を行えるよう、エリアを限定した規制の緩和を行う。	っている。 つるため、安全性確保を前提とし、公道での自動走行車両による実証走行 の
412	イモビライザを無効化する機器の所 持等の制限を目的とした法令の制定	_
	業務等正当な理由のある場合を除き、イモビライ	げを無効化する機器の所持を制限することを目的とした法令を整備する。
413	自動車リサイクルシステムを活用し た盗難車の不正輸出の防止	_
	中古自動車の解体・輸出の際の通関手続時に、 により、全国レベルで盗難車の不正輸出の防止を	自動車リサイクル法に基づくマニフェスト提示を求める法令を整備すること と図る。
414	インターネットオークションにおけ る盗品カーナビの流通阻止	古物営業法第21条の2、第21条の3
	盗品カーナビの流通を阻止するため、相手方確認	忍の強化及び申告義務違反に対する行政処分・罰則の規定を設ける。
	(2) 航空機分野	
501	航空機製造事業法に定める特定設備 に関する規制の廃止	航空機製造事業法第2条の2、第2条の3
	完成機の型式区分ごとに許可対象となっている酁	設造用設備の許可制度を廃止する。
502	民間航空機に関する型式認証手続き の簡素化	航空法第13条の2第3項
	日米で基準が一致している場合は、航空安全に する。	関する相互承認協定に基づき、我が国での承認手続を省略できるように
503	事業用航空機の修理改造検査の緩和	航空法第16条
	修理改造検査について、検査・合格済の機器と同要とする。	『U型式の機器であれば、製造番号が異なっていても修理改造検査を不
504	臨時民間試験空域の設定	航空法第91条、第92条
	当地から離陸した試験機の効率的な試験を可能	とするため、臨時で試験空域を設定できるよう、規制を緩和する。
	航空機関係の輸出規制の緩和	外国為替及び外国貿易法第25条、第25条の2、第48条、第53条 輸出貿易管理令第1条
505		

_			
506	支援措置の適用区域追加の柔軟化	総合特別区域法第8条2項、第8条9項	
	総合特区区域の指定について、面的な指定が行えるようにするとともに、当該手続きを県へ移管する。		
507	総合特区推進調整費の有効活用	総合特別区域法第7条 (総合特区基本方針4-1、2)	
	総合特区推進調整費を地域へ一括交付すること	、地域からの新規提案事業へ充当することなどを可能とする。	
	(3) 環境・エネルギー分野		
601	電気主任技術者の選任要件の緩和	電気事業法第43条第1項	
	遠隔監視や設備機能により無人運転が可能な小する。	水力や太陽光発電所においては、電気主任技術者の常駐制限を緩和	
602	慣行水利権に従属する小水力発電の 普及の促進	河川法第23条、第24条、第26条	
	「慣行水利権」を維持したまま、新規の発電水利料する。	を得るための要件を明確化にするとともに、水利権許可手続きを簡素化	
603	建築物の屋上に設置する太陽光発電 設備基準の見直し	建築基準法第2条、第88条	
	屋上駐車場を利用して上部に太陽光発電を設置	すると、増築となる取り扱いを改め、建築確認を不要とする。	
604	バイオマス発電の普及に向けた廃棄 物焼却炉の適用基準の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条	
	バイオマス燃料発電設備については、熱源が廃棄	度物か否かに関わらず、廃棄物焼却炉の規制を適用しない。	
60E	コージェネレーション設備に対する 専用線での連系接続に係る保安基準 の明確化	電気事業法第2条第1項 電気事業法施行規則第2条の2項	
	コージェネレーション設備に対する専用線(一般電	電気事業者からの引き込み線)での連系接続については、コージェネレー 安確保が必要とされることから、その保安確保の具体的な基準を明確化	
606	特定供給における域内電源比率及び 供給能力に関する要件の緩和	電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等	
		を営む事業者)において義務づけられている域内の電源比率について、 再生可能エネルギーや燃料電池を自己電源の対象とする。	
607	ガスタービン取替えにおける工事開 始期間の短縮	電気事業法第48条	
	1万kW以上のガスタービン発電設備の原動機の業法の「軽微な工事等」として取り扱い、工事開始	交換についても、従前と同型式のエンジンへの交換については、電気事 は期間の短縮を認める。	
608	地域の自立型電源設置スペースとし ての公共空間の利用	道路法第32条、第33条	
	既成市街地において自立型電源整備を行う際に	、道路等の地下占用規制を緩和する。	

環境アセスの簡素化・期間短縮 環境影響評価法第2条 609 環境負荷を低減させる火力発電所のリプレースについては、供用時において環境影響評価項目の全部又は一部を対象 外とする。また、風力発電等の手続きについても、審査期間の更なる短縮を図る。 工場立地規制の緩和 工場立地法第6条 610 特区等の指定された区域において、工場立地法に基づく届出義務を免除する。 エネルギー使用情報の第三者活用に 個人情報保護法第23条 向けた法令の整備 611 電力メーターやHEMSにより取得されるデータについて、個人情報保護法等における取扱いを明確化する。 規制改革を通じた地域活性化の推進 3 (1) 「官業」の民間開放の推進 有料道路の運営の民間への開放 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号) 701 愛知県内の有料道路について、道路占用許可などの公権力の行使に該当するものを除き、パーキングエリアを含む運営 権を民間事業者に付与することを可能とする。 (2) 政府資産の有効活用 国際戦略総合特区を推進する地方公 共団体又は関連企業への国有地の優 国有財産法第9条 801 先譲渡 国際戦略総合特区区域周辺に所在する遊休政府資産については、一般競争入札によらず、特区を推進する地方公共団 体又は関連企業に対し、優先的に譲渡することを可能とする。 (3) 訪日外国人観光客の受入拡大 訪日外国人観光客に対する査証発給 要件の緩和及び出入国手続きの迅速 出入国管理及び難民認定法第6条第1項 901 化 訪日外国人の観光査証発行要件について、免除国や数次査証対象国の拡大を図るとともに、出入国手続きを簡素化・迅 速化する。

訪日外国人観光客のニーズに応じた 免税制度の見直し

902

消費税法第8条

外国人旅行者向けの免税制度について、免税対象品目を拡大する(例えば、食品、医薬品、化粧品等の消耗品を対象とする)とともに、出国時に一括して免税手続きが行える方式に変更する。